

契 約 書

●●病院(以下、甲という)と株式会社エコーインターナショナル(以下、乙という)とは、人材紹介サービス(以下「サービス」という)の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条 (サービスの内容)

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。

第2条 (労働条件の明示)

甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材に係る労働条件(職業安定法 5 条の 3 第 2 項に定める事項を含む)を乙に書面により明示する。但し、乙が希望する場合には、これを電子メールにより明示することができる。

第3条 (人材の紹介)

乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件(以下、求人条件という)に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に前条の労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。

但し、当該人材が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

第4条 (選考・採用)

甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行う。

第5条 (労働条件明示書の交付)

甲は、前条により採用を決定した人材(以下、丙という)と雇用契約を締結するに当たっては、あらかじめ別紙の労働条件明示書を、丙に明示・交付するものとする。

第6条 (紹介手数料等)

甲は、丙が入社するに至った場合、次の通り人材紹介に係る手数料を、次条により通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。尚、振込手数料は甲の負担とする。

- (1) 紹介手数料 年間賃金の 20%の額及び消費税相当額
- (2) 支払日 丙が甲に入社した日の属する月の翌月末
- ② 前項の年間賃金は、月例賃金、諸手当及び賞与等を考慮して、甲において定めるものとする。

第7条 (紹介手数料に係る請求書等)

乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

第8条 (短期退職時の手数料の取扱い)

この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

- | | | | |
|-----------------|------------|-----------------|-----------|
| ・ 2 週間未満で退職した場合 | 100%に相当する額 | ・ 1 ヶ月未満で退職した場合 | 80%に相当する額 |
| ・ 2 ヶ月未満で退職した場合 | 50%に相当する額 | ・ 3 ヶ月未満で退職した場合 | 20%に相当する額 |

丙が、専ら甲の都合により短期退職することとなった場合は、紹介手数料の払戻は行わないものとする。

- ② 前項の場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

第9条 (個人情報保護及び秘密保持)

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む)の個人情報を漏えいさせないよう万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用することを禁止する。

- ② 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

但し、次の各号の情報については適用されない。

- (1) 開示を受けたとき、または取得したとき以前に公知となっている情報
- (2) 開示を受け、または取得した時点において、既に自己が所有していた情報
- (3) 開示を受け、または取得した後に、開示を受けた当事者の責に帰さない事由により公知となった情報
- (4) 何らの機密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得し、または開示された情報

第10条 (有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

この契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とする。但し有効期間満了の 1 ヶ月前迄に甲・乙のいずれからでも特段の申し入れがない時は、さらに 1 年間同一条件で更新するものとする。

- ② 第 9 条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も遵守するものとする。

第11条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が次号の一に該当する場合、何らの通知や催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することが出来る。

- (1) 本契約各条項の一にでも違反し、その違反条項を相当期間内に是正するよう催告してもなお不履行の場合
- (2) 正当な理由なく本契約の全部または一部を履行しない場合

- (3) 甲および乙の責に帰すべき理由により、本業務を履行する見込みがないと認められる場合
- (4) 第三者により、差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、支払いの停止処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
- (6) 営業停止や許可取消の処分を受けた場合
- (7) 前各号の他、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することが出来ない場合、またはその恐れがあると認められる場合

② 甲および乙は、相手方が前項各号に掲げる事由に該当したことにより損害を被った場合、相手方に対し、当該損害の賠償を相当因果関係の範囲内で請求することが出来る

第12条（反社会勢力との関係排除）

甲及び乙は、本契約締結時点において、かつ、将来にわたって自ら甲及び乙は、本契約締結時点において、かつ、将来にわたって自ら（自社の取締役、執行役、監査役、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ。）が次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) 暴力団員でなくなつてから5年間を経過していない者
- (7) その他、反社会的勢力者及び前各号に準ずる者

② 甲及び乙は、本契約締結時点において、かつ、将来にわたって、前項各号に掲げる反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し保証する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等を利用する関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

③ 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明し保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

④ 甲及び乙は、相手方が第1項及び第2項各号のいずれかに該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項から第3項までの規定に基づく表明保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方の期限の利益は喪失し、相手方に何らの催告をすることなく、取引を停止し、本契約及び個別契約を解除することができる。なお、当該解除は、当該相手方に対する損害賠償の請求を妨げず、また、当該解除により相手方に損害が生じて何ら賠償することを要さない。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく一茶の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならないものとする。

第14条（信義則）

この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意をもって協議し、決定する。

甲および乙は、この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 株式会社エコーラインターナショナル
〒160-0003 東京都新宿区本塩町 4-4 祥平館ビル 3 階
代表取締役 竹内 一修
TEL:03-3357-0546 FAX:03-3351-5927

印